

## ○DV防止法に基づく保護命令とは

**Q**

DV防止法に基づく保護命令には、どのようなものがありますか。

**A**

DV防止法に基づく保護命令には、①被害者への接近禁止命令（配偶者暴力10①一）、②退去命令（配偶者暴力10①二）、③電話等禁止命令（配偶者暴力10②）、④被害者の子への接近禁止命令（配偶者暴力10③）、⑤被害者の親族等への接近禁止命令（配偶者暴力10④）があります。

### 解説

#### 1 概要

DV防止法に基づく保護命令とは、夫婦関係(事実婚も含まれます。)の継続中に、身体に対する暴力又は生命・身体に対する脅迫を受けた被害者(申立人)が、今後、身体に対する暴力を振るわれて生命や身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、加害者(相手方)から被害者(申立人)に対する身体への暴力を防ぐため、裁判所が加害者(相手方)に対し、被害者(申立人)に近寄らないよう命じる決定です。生活の本拠を共にする交際相手から暴力や脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てをすることができます(配偶者暴力28の2)。

保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます(配偶者暴力29)。

#### 2 被害者への接近禁止命令

被害者への接近禁止命令は、①配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者

が、②前記①の後、配偶者等から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、③その被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するために、④当該配偶者等に対し、⑤保護命令の効力が生じた日から起算して6か月間、⑥被害者の住居その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと、を命ずる保護命令です（配偶者暴力10①一）。

前記⑥の「被害者の住居」からは当該配偶者等と共に生活の本拠としている住居は除外されています。また、「つきまとい」とは、しつこく被害者の行動に追従することをいい、「その他その通常所在する場所」とは、日頃被害者が通っている学校や講習を受講している場所等をいい、「はいかい」とは、理由もなく、当該場所をうろつくことをいいます（南野知恵子ほか監修『詳解DV防止法2008年版』273頁、135頁（ぎょうせい、2008））。

### 3 退去命令

退去命令は、①配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、②前記①の後、配偶者等から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、③保護命令の申立て時において、その被害者及び配偶者等が生活の本拠を共にする場合に限って、④その被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するために、⑤当該配偶者に対し、⑥保護命令の効力が生じた日から起算して2か月間、⑦被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと、を命ずる保護命令です（配偶者暴力10①二）。

#### 4 電話等禁止命令

電話等禁止命令は、①配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、②前記①の後、配偶者等から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、③被害者への接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所が、④その被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するために、⑤当該配偶者等に対し、⑥命令の効力が生じた日以降、被害者への接近禁止命令の効力が生じた日から起算して6か月を経過するまでの間、⑦被害者に対して、面会を強要することや電話をかけることやファクシミリ・メール送信することなど、DV防止法10条2項の1号ないし8号記載のいずれの行為もしてはならないことを命ずる保護命令です（配偶者暴力10②）。

#### 5 被害者の子への接近禁止命令

被害者の子への接近禁止命令は、①配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、②前記①の後、配偶者等から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、③被害者がその成年に達しない子と同居している場合で、④配偶者等が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者等と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があるときに、⑤被害者への接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所が、⑥その被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するために、⑦当該配偶者等に対し、⑧命令の効力が生じた日以降、被害者への接近禁止命令の効力が生じた日から起算して6か月を経過するまでの間、⑨当該子の住居、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他通常所在する場

所の付近をはいかいしてはならないことを命ずる保護命令です（配偶者暴力10③）。当該子が15歳以上であるときは、その同意があることも発令要件です（配偶者暴力10③ただし書）。

なお、この接近禁止命令とは別に、都道府県知事（児童相談所長）は家事事件手続法239条に基づき審判前の保全処分として児童の身辺へのつきまとい又は住所等の付近のはいかい禁止の審判を求めることができます。

## 6 被害者の親族等への接近禁止命令

被害者の親族等への接近禁止命令は、①配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、②前記①の後、配偶者等から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、③被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している成年に達しない子及び配偶者等と同居している者を除きます。）（以下「親族等」といいます。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情がある場合で、④被害者がその親族等に関して配偶者等と面会することを余儀なくされることを防止するために必要があるときに、⑤被害者への接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所が、⑥その被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するために、⑦当該配偶者等に対し、⑧命令の効力が生じた日以降、被害者への接近禁止命令の効力が生じた日から起算して6か月を経過するまでの間、⑨当該親族等の住居、勤務先その他通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずる保護命令です（配偶者暴力10④）。なお、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除きます。）の同意があることも必要です。ただし、当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その法定代理人の同意があることが申立要件になっています（配偶者暴力10⑤）。

## 【41】 推定相続人の廃除・廃除の取消し

○推定相続人の廃除又は廃除の取消しの請求があった後、その審判が確定する前に相続が発生した場合に遺産の処分禁止の仮処分を求める場合

民法892条又は894条の規定による推定相続人の廃除又は廃除の取消しの審判(家事別表1<sup>86</sup><sup>87</sup>)は、被相続人の申立てによって行われますが、その審判が確定する前に申立人である被相続人が死亡した場合に、被相続人の遺産の処分禁止、占有移転禁止など遺産の管理についての処分を求めたい場合(民895前段)には、審判前の保全処分としてではなく、家事事件手続法別表第一の88項に基づく遺産の管理に関する必要な処分の審判事件の申立てを行うこととなります。

この申立ては、家事審判事件となりますので、家事審判の手続によって審理されます。

なお、被相続人が死亡することで、推定相続人の廃除又は廃除の取消しの審判事件については手続が続行できない状態となり、受継の問題が生じますが、この場合には、家事事件手続法別表第一の88項に基づく遺産の管理に関する必要な処分の審判事件により選任された遺産の管理人が受継することとなります(大阪高決昭54・3・23家月31・10・59)。そのため、推定相続人の廃除等の審判を得るためには、遺産の管理人を選任することが必要です。

推定相続人の廃除又は廃除の取消しの審判事件の認容審判が確定したときは、廃除を求められた推定相続人、遺産管理人、利害関係人の申立て、又は職権により、本申立てによる審判は取り消されます(家事189<sup>3</sup>)。

下記の文例は、推定相続人の廃除の請求があった後に、その審判が確定する前に相続が発生した場合のものとなっています。

## 申立手続

申立権者	親族、利害関係人、検察官（民895①）
管轄	推定相続人の廃除の審判又は廃除の取消しの審判事件が係属している家庭裁判所（抗告裁判所に係属している場合はその裁判所）（家事189①）
申立費用	申立手数料（収入印紙）800円（民訴費3・別表1⑮） 予納郵便切手（各裁判所により異なるので、申立先の裁判所に確認する。）
添付書類	被相続人の除籍謄本（除籍全部事項証明書） 申立人の適格を証明する資料（戸籍謄本（全部事項証明書）等） 遺産に関する資料（不動産登記事項証明書等） 委任状

## 文例

## 家事審判申立書

平成〇年〇月〇日

〇〇家庭裁判所 御中

申立人手続代理人弁護士 丁 川 賢 一 ㊞

当事者等の表示 別紙当事者等目録記載のとおり

## 申立ての趣旨

〇号事件推定相続人〇〇〇〇は、別紙遺産目録記載〇番の不動産の同人持分2分の1について、譲渡並びに質権、抵当権及び賃借権の設定その他一切の処分をしてはならない。

との審判を求める。

## 申立ての理由

1 被相続人は、平成〇年〇月〇日、被相続人に対する虐待があったとし

- て、推定相続人を〇〇〇〇（以下、「推定相続人〇〇」という。）とする推定相続人廃除の審判事件を御庁に申し立てたが（御庁平成〇年（家）第〇号）、審判が確定する前の平成〇年〇月〇日、病気により急死した。
- 2 被相続人の法定相続人は、二男である申立人と長男である推定相続人〇〇の2名であり、法定相続分は各2分の1となる。また、被相続人の書いた遺言書は存在しない。
- 3 被相続人の遺産は、別紙遺産目録記載のとおり不動産、預貯金等があるところ、推定相続人〇〇は、被相続人の死亡後、被相続人の遺産である不動産を売却すべく、平成〇年〇月〇日相続を原因とする相続登記（申立人2分の1、相手方2分の1）を行った。なお、申立人と推定相続人〇〇との間で遺産分割協議をした事実はない。
- 4 推定相続人〇〇が被相続人に対し日常的に虐待を行っていたことは、被相続人の日記の記載からも明らかであり、上記推定相続人廃除申立事件において、認容審判がされる可能性が高く、また、推定相続人には子がないことから、被相続人の遺産である上記不動産は申立人が単独で取得することになる。
- 5 よって、被相続人の遺産である別紙遺産目録〇番の土地の推定相続人〇〇の持分2分の1について、処分禁止を求めるため、本申立てに及んだものである。

以 上

#### 添付書類

- |                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 1 除籍謄本（全部事項証明書）（被相続人の死亡の記載のあるもの）   |     |
|                                    | 1通  |
| 2 戸籍謄本（全部事項証明書）（申立人が相続人であることを示すもの） |     |
|                                    | 各1通 |
| 3 不動産登記事項証明書                       | 各1通 |
| 4 固定資産評価証明書                        | 1通  |
| 5 預貯金の残高証明書                        | 各1通 |
| 6 日記の写し                            | 1通  |
| 7 委任状                              | 1通  |

当事者等目録・遺産目録〔省略〕

**記載上のポイント**

申立書には、申立ての趣旨及び申立ての理由を記載することになりますが(家事49②二)、本事例では、遺産である土地の名義が、相続を原因とする申立人及び相手方各2分の1の共有持分登記がされているため、申立ての趣旨は、相手方持分の2分の1を対象とした記載となります。

また、申立ての理由には、推定相続人廃除の審判事件が係属中であること、被相続人の相続が開始したこと、申立人としての適格があること、対象とする財産が被相続人の遺産であることなどを記載します。

推定相続人廃除の審判事件の推定相続人は、相続の開始により、法定相続人といえますが、当事者等目録に記載する手続上の資格としては、文例のように「〇〇号事件推定相続人」や、単に「相続人」と記載することが考えられます。



## 第4章 DV・ストーカー行為等

### 【42】DV行為

#### ○面談強要禁止、接近禁止の仮処分を求める場合

DV行為の被害者が債権者（申立人）となって、加害者を債務者（相手方）として、民事保全法に基づき、人格権を被保全権利として、面談強要禁止、接近禁止の仮処分を求める場合の書式です。

債権者は、保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性を疎明する必要があります（民保13②）。

なお、DV防止法施行後は、同法の要件を満たしている場合には同法に基づく保護を求める方が迅速性や強力な効果の面で被害者の保護に資することから、実務上、DVを原因として民事保全法の仮処分を求める事案は少ないと考えられますが、保全処分の多様性の観点から稀な申立ても紹介する次第です。

#### 申立手続

申立権者	DV行為の被害者
管轄	本案の管轄裁判所（民保12①）
申立費用	申立手数料（収入印紙）2000円（民訴費3・別表1(11)の2)ロ） 予納郵便切手（各裁判所により異なるので、申立先の裁判所に確認する。）
添付書類	被保全権利及び保全の必要性を疎明する資料 委任状（弁護士が代理する場合）

## 文 例

## 面談強要禁止、接近禁止仮処分命令申立書

平成○年○月○日

○○地方裁判所 御中

債権者代理人 ○ ○ ○ ○ 印

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

## 申立ての趣旨

- 1 債務者は、債務者自ら又は第三者（弁護士を除く）をして、債権者に対し、面談、架電、手紙・葉書などの方法で直接に連絡・交渉することを強要してはならない。
- 2 債務者は、債務者自ら又は第三者（弁護士を除く）をして、下記内容の行為をしてはならない。

## 記

- (1) 債権者の住居及び勤務先を訪問すること。
- (2) 債権者の身辺につきまとうこと。
- (3) 債権者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすること。

との裁判を求める。

## 申立ての理由

## 第1 被保全権利

## 1 当事者

債権者と債務者は、平成○年○月○日婚姻したが、平成○年○月○日、長男○○○○の親権者を債権者と定めて協議離婚した。

## 2 債務者の侵害行為

- (1) 離婚後の平成○年○月○日、債権者は、債務者に架電し、養育費の支払を求めたところ、その翌日、債務者は話合いのため債権者宅を訪れた。

その際、債権者が改めて養育費の支払を求めたところ、債務者

は、「おまえ、浮気してたんだろ。それを隠して、俺と離婚したな。慰謝料を払え。」と突然怒り出し、債権者の顔面を拳で2回殴った上、30分以上にわたり大声で債権者を罵倒し続けた。そのため、債権者が警察へ通報し、警察官が駆け付けたため、債務者は債権者宅から退出した（甲1）。

なお、債務者の上記暴力により債権者は全治2週間の怪我を負った（甲2）。

また、債務者が主張するような不貞の事実はない。

- (2) その後、債務者は、債権者に対し、債権者宅を訪れ応対に出た債権者に対し大声で長時間にわたり慰謝料を請求したり罵倒したりする、債権者宅前で待ち伏せし帰宅した債権者に対し同様に大声で慰謝料請求や罵倒する、債権者へ架電し同様に大声で慰謝料請求や罵倒するなどの行為を、別表記載のとおり、頻繁に繰り返した（甲1）。
- (3) 債権者代理人弁護士は、債務者に対し、平成〇年〇月〇日配達の内容証明郵便で、上記各行為をやめるように通告した（甲3）。
- (4) しかし、債務者の行為はエスカレートし、別表記載のとおり、債権者の勤務先に訪問又は架電して、大声で長時間にわたり慰謝料請求や罵倒することを繰り返した（甲4）。また、債権者宅前で債権者の帰宅を待ち伏せて、慰謝料請求や罵倒する行為も続いている（甲1）。

3 債権者は、平穩に生活を送る人格権を有しているが、債務者の上記行為は、債権者の人格権を侵害するものである。

## 第2 保全の必要性

1 債権者は、債務者の上記侵害行為により、勤務先での業務に支障が生じているほか、ノイローゼ状態となり通院中である。

2 債権者は、債務者に対し、人格権に基づき差止請求及び損害賠償請求の本案訴訟の提起を準備中であるが、その本案判決までの間に債務者の上記侵害行為が継続すると、債権者に更に精神的、肉体的損害が生じるおそれが高く、回復し難い損害を被ることは明らかである。

なお、債権者は、債務者が弁護士に委任した場合には、離婚に伴う問題について同弁護士との協議には応じるつもりである。

よって、申立ての趣旨記載の仮処分命令の発令を求める。

以 上

疎明方法

- 甲1 陳述書（債権者）
- 甲2 診断書
- 甲3 通告書（内容証明郵便）
- 甲4 陳述書（勤務先の上司）

添付書類

- 1 申立書写し 各1通
- 2 委任状 1通

当事者目録

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号  
 債権者 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号  
 〇〇ビル〇〇〇号室（送達場所）  
 電話 〇〇〇—〇〇〇〇  
 F A X 〇〇〇—〇〇〇〇  
 債務者代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号  
 債務者 ○ ○ ○ ○

記載上のポイント

保全命令の申立ての理由においては、保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに証拠を記載する必要があります（民保規13②）。